

陳 情 文 書 表

令和7年9月定例会

令和7年分陳情第25号

厚生委員会

受理年月日	令和7年6月10日
件名	調理営業・食品販売業における感染症対策としてのマスク着用の厳格化に関する陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
[趣旨] 食品を取り扱う事業者における感染症対策の一環として、調理・販売・接客従事者全てに対してマスク着用を義務化し、消費者が安心して利用できる環境を整備するよう求めます。 [事項] 1. 調理営業、食品販売業従事者のマスク着用義務化について条例・指導要綱を整備してください。 現在、マスク着用は努力義務または店舗裁量となっており、対応にばらつきがあります。調理スタッフが着用していても、ホールスタッフが着用していない、あるいはその逆といった状況が見られ、感染症対策として効果が限定的になります。接触機会の多いホール業務も含めて、全ての業務従事者が一体的にマスクを着用することが感染リスク低減に不可欠です。 2. マスク着用の根拠として、無症状感染者の感染力に関する科学的知見を踏まえてください。 ノロウイルスやCOVID-19(新型コロナウイルス)などは、無症状であっても他者に感染させる可能性があることが科学的に示されています。 ・国立感染症研究所によると、ノロウイルス感染者の約3割が無症状でもウイルスを排出(※1)。 ・厚生労働省の報告では、COVID-19において無症状感染者からの二次感染が確認されており、潜在的感染源となることが明記されています(※2)。 このような感染症では、症状の有無を問わず、飛沫の拡散を防止する目的でのマスク着用が極めて重要です。 3. 飛沫による食品汚染を防止するための衛生措置として、マスク着用は国際的にも推奨されています。	

厚生労働省の通知では、食品等事業者におけるマスクの着用は「食品の汚染防止に資する措置」と明記されています（※3）。また、FAO／WHOが定める食品衛生の国際基準（CODEX）においても、作業者のマスク着用はHACCPに基づく衛生管理の一環として推奨されています（※4）。

4. 実施店舗の明示や啓発活動も併せて求めます。

消費者が感染症対策の実施状況を判断できるよう、マスク着用実施店舗の表示制度（例：ステッカーの配布）を導入し、あわせて事業者向けのガイドラインの策定と周知徹底をお願いします。

【出典一覧】

※1：国立感染症研究所 「ノロウイルス感染症とは」

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/a/norovirus.html>

※2：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する報告書(第12版)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000939995.pdf>

※3：厚生労働省「食品等事業者が実施すべき新型コロナウイルス感染症対策について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000643884.pdf>

※4：FAO／WHO CODEX ALIMENTARIUS General Principles of Food Hygiene CXC 1-1969

<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/codex-texts/guidelines/en/>